

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、家浦地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）家浦地区）を行うことについて令和4年12月8日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において令和4年12月21日から令和5年1月16日まで縦覧に供する。

令和4年12月20日

香川県知事 池 田 豊 人